

相模原市監査委員公表第13号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年2月15日に実施した行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年4月27日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査対象事務

基金の管理及び運用について

2 監査の日程

平成29年10月5日から平成30年2月15日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年4月19日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(3) 用品調達基金に係る契約事務について</p> <p>契約課が所管する用品調達基金に係る契約事務について調査したところ、上半期分の共通物品文具に係る「物件売買契約書」ほか13件の用品調達に係る契約書約款において、契約の解除に伴う措置に関する条文中に引用誤りが見られた。また、「天然ガス自動車用燃料の取引に関する契約書」の約款において、暴力団排除に係る発注者の解除権に関する条文中に引用誤りが見られた。</p> <p>用品調達基金における契約事務については、今回と同様の契約書の誤りが平成24年10月に実施した財務部定期監査においても見られ、財務・契約事務に関する庁内の指導的立場にあることを改めて自覚するとともに、全庁的に不適切な事務処理防止の徹底に取り組むよう要望したところであるが、今回の監査においても不適正な事例が見られたことは遺憾である。</p> <p>今後は、契約事務を統括する立場であることを再認識し、契約書約款、仕様書等関係書類の記載内容を</p>	<p>平成29年10月5日から平成30年2月15日にかけて実施された行政監査における検討すべき事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>平成29年度の契約書については、複数職員により約款の確認を行い、平成29年12月末までに訂正を行いました。</p> <p>平成30年度の契約書については、契約書の種類ごとに確認担当者を明示して、複数職員により関係法令等の改正の有無等の確認を行った上で、新旧対照表により改正内容を明確にして、約款の改正を行いました。</p> <p>燃料に係る契約は4月1日付けで、燃料以外の物品に係る契約は4月2日付けで締結しました。</p> <p>今後も契約書の改正を行う場合には、全ての契約書について、改正内容を明確にするとともに、複数職員による確認を徹底してまいります。</p> <p>契約事務については、庁内の規範となるよう事務を遂行してまいりましたが、再び基本的な誤りが生じた事実を反省し、今後は契約所管課として職員一人一人が契約事務の重要性を再認識</p>

精査・確認し、事務処理方法及び確認体制を見直すなど、再発防止に取り組み、適正に契約事務を執行されたい。

【契約課】

し、更に厳正かつ確実な契約事務の執行に取り組んでまいります。